

◆黒石市保育料基準額表（3号認定）

階層 区分	定 義	3歳未満(0～2歳児クラス)		
		月額保育料 (上段:保育標準時間 下段:保育短時間)		
		1人目	2人目	3人目
A	生活保護世帯等	0		
B	市町村民税非課税世帯	0		
C1	市町村民税均等割のみ課税世帯	14,000	7,000	0
		13,700	6,850	0
	ひとり親世帯、障がい者がいる世帯	6,500	0	0
		6,350	0	0
C2	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	17,000	8,500	0
		16,700	8,350	0
	ひとり親世帯、障がい者がいる世帯	8,000	0	0
		7,850	0	0
D1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上57,700円未満	23,000	11,500	0
		22,600	11,300	0
	ひとり親世帯、障がい者がいる世帯	9,000	0	0
		8,800	0	0
	市町村民税所得割課税額 57,700円以上67,000円未満	23,000	11,500	0
		22,600	11,300	0
	ひとり親世帯、障がい者がいる世帯	9,000	0	0
		8,800	0	0
D2	市町村民税所得割課税額 67,000円以上82,000円未満	26,000	13,000	0
		25,500	12,750	0
	市町村民税所得割課税額が77,101円未満の ひとり親世帯、障がい者がいる世帯	9,000	0	0
		8,800	0	0
D3	市町村民税所得割課税額 82,000円以上97,000円未満	28,000	14,000	0
		27,500	13,750	0
D4	市町村民税所得割課税額 97,000円以上113,000円未満	34,000	17,000	0
		33,400	16,700	0
D5	市町村民税所得割課税額 113,000円以上169,000円未満	36,000	18,000	0
		35,300	17,650	0
D6	市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	39,000	19,500	0
		38,300	19,150	0
D7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	43,000	21,500	0
		42,200	21,100	0
D8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	43,000	21,500	0
		42,200	21,100	0

所得割課税額は、税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、外国税額控除等）の適用前の課税額です。

未申告など税額が確認できない場合は、最高額D8に決定することがあります。

※児童の数え方は、次のとおり年齢の高い順に1人目、2人目……と数えます。

- (1) 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯（ひとり親世帯、障がい者がいる世帯は77,101円未満の世帯）においては、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする子ども（年齢制限なし）
- (2) 上記以外の世帯においては、教育・保育給付認定保護者と同一世帯にいる保育所、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している小学校就学前までの子ども

※ 第3子以降の3歳未満児の保育料は無料です。

市の独自の施策として、同一世帯にいる18歳未満(18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある)子どものうち3人目(第3子)以降の子どもであって、年齢が3歳未満の場合は、保育料を無料としています。